## 議案第11号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和3年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例(平成12年杉並区条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1の23の項から57の項までを次のように改める。

2 3 品法和年第3第条項食生行(28 食生昭2律3)51び衛施令和年 (28)	飲食店許請手数料	飲食店(移動飲食店又は臨時飲食店を除く。)営業 1件につき 18,300円移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 1件につき 5,600円	許明さら
政2号3のにく店ののにる(市営 る命2)5規基飲営許申対審卸場業限。第9第条定づ食業可請す査売外に )	飲営可申数 食業更請料 格業更請料	飲食店(移動飲食店又は臨時飲食店を除く。)営業 1件につき 8,900円 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 1件につき 2,700円	許更申のき。
2 4 品法51び衛施第条定づ理能す動 衛第条項食生行3のにくのをる販 食生5第及品法令5規基調機有自売	調機有自売よ品理調れ品売営可手理能す動機りをし理たをす業申数のをる販に食調、さ食販る許請料	1件につき 7,200円	許甫と。
機りをし理たと品理調れ品	調理の 機はす動販 自動機に	1件につき 5, 100円	許 更 申 の き

をす業可請す査売外にる。売営許申対審卸場業限)	よ品理調れ品売営可申数 りをし理たをす業更請料 食調、さ食販る許新手		
2 5品法51び衛施第条項食生行3の 食生5第及品法令5規	食	1件につき 11,500円	許申のき
定づ肉業可請す査売外にるにく販ののにる(市営)。基食売許申対審卸場業限)	食売可申数料	1件につき 5,700円	許更申のき。
2 品法51び衛施第条項食生行3の 衛第条項食生行3の	魚 介売可 新 計 計 料	1件につき 11,500円	許康のき。
定づ介売許申対審(市営 るにく類業可請す 卸場業限。	魚販許新 介売可申請 新 新 新 教料	1件につき 5,700円	許更申のき。
2 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	魚競り計	1件につき 25,200円	許請と。
づ介り営許申対審(市営 る気類売業可請す 卸場業限。ののにる査売外に )	魚競り許新手数 類売業更請料	1件につき 12,600円	許更申のき。
28 食品衛生	集乳業許可申	1件につき 11,500円	許可 申請

まります。 第条項食生行3のに 第条項食生行3のに 第条で	請手数 料		のと き。
が乳許申対審(市営 る く業可請す 卸場業限。 のにる査売外に )	集乳業 許可 事 事 事 数 料	1件につき 5,700円	許更申のき。
2 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	乳架計 車 車 数料	1件につき 25, 200円	許静と。
定づ処ののにる(市営 るにく理許申対審卸場業限。	乳処理可 業更請 手 料	1件につき 12,600円	許 更申 のき。
3 品法51び衛施第条定食生5第及品法令5規基	特別华 乳処許可手数 計計料	1件につき 25,200円	許 申 の き。
づ別搾理許申対審(市営 るく牛取業可請す 卸場業限。 特乳処ののにる査売外に )	特乳処許新 州中取業更請 手数料	1件につき 12,600円	許更申のき。
31品法51び衛施第条項食生行3の2	食肉処 理業計 手数料	1件につき 25,200円	許請とき。
定づ肉業ののにる	食理可申 物 数 料 数 料	1件につき 12,600円	許更申のき。

査(卸 売財営 外営限 こ。)			
3 品法51び衛施第条定づ2品法51び衛施第条項食生行3のにく食生5第及品法令5規基食	食放照許請料 料 する	1件につき 25, 200円	許申のき。
品射射許申対審(市営 の線業可請す 卸場業限。 放照ののにる査売外に )	食放照許新手 品射射可申数 手 新手 手 数 料 手 の 線 業 更 請 料 料 可 申 数 り 利 り り り り り り り り り り り り り り り り り	1件につき 12,600円	許更申のき。
3 品法51び衛施第 食生5第及品法令5 1	菓子製 造業業 可申請 手数料	1件につき 16,800円	許甫のき。
条定づ子業可請す査売外にるのにく製ののにる(市営)。規基単造許申対番卸場業限)	巢	1件につき 8,400円	許更申のき。
3 品法51び衛施第条定食生5第及品法615規基	アクム造可手数計計料	1件につき 16,800円	許申のき。
づイリ類業可請す査売外にる くスー製ののにる(市営 ののにる(市営 ののにる)	アクム造可申数	1件につき 8,400円	許更申のき。
35	乳製造可 製造可 計 請 料	1件につき 25,200円	許請と。

施第条定づ製造許申対審(市 行3のにく品業可請す 餌場 ののにる査売外	乳製造可 製造可 計 新 数 料 手 数 計 利 者 数 者 可 引 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 る る る る る る	1件につき 12,600円	許更申のき。
営 る 6 品法5 1 び衛施第 業限。 衛第条項食生行3 3 品法5 1 び衛施第	清涼飲 料水製 造明 車 事 大数料	1件につき 25,200円	許甫と。
条定づ涼水業可請す査売外に のにく飲製ののにる(市営 関基清料造許申対審卸場業限	清涼飲製 許 新 業 更 請 数 料 数 料 数 料 数 料 数 料 数 料 数 料 数 料 数 利 数 料 数 利 数 利	1件につき 12,600円	許更申のき。
3 7 品法5 1 び衛施第条定 6 生5 第及品法令5 規基 7 品法5 1 び衛施第条定	食品製造可 品製許請手 数料	1件につき 25,200円	許甫かとき。
足づ肉製ののにる(市営 る)会食品業可請す査売外に )	食品業更請料	1件につき 12,600円	許更申のき。
3 8 品法5 1 び衛施第条では 1 3 のに 第条項食生行3のに 第条では 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	水	1件につき 19,200円	許請と。
だが産製ののにる 会製造許申対審卸場業 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	水	1件につき 9,600円	許更申のき。

限 る。)			
3 品法51び衛施第条定食生5第及品法615項権施第条項食生行3のに	水雪製 雪業許請 手数料	1件につき 25, 200円	許申のき。
づ雪業可請す査売外にる く製ののにる(市営 。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	氷雪製 造業更 可 申 動料	1件につき 12,600円	許更申のき。
4 0品法51び衛施第条定。 衛第条項食生行3のに 食生5第及品法令5規基法	液卵製 卵業計 手数料	1件につき 13,200円	許甫のき。
が卵業可請す査売外にる (市営 。) (東ののにる(市営 。)	液卵製 造業更請 可 計 新 数 料	1件につき 7,800円	許明申のき。
4 1品法51び衛施第条定 衛第条項食生行3のに 食生5第及品法令5規基	食脂类申 類 類 類 計 計 料	1件につき 25,200円	許申のき。
が用製ののにる(市営 ののにる(市営 ののにる(市営 ののにる(市営 ののにる(市営 ののにる(市営 ののにる(市営 ののにる(市営 ののにる(市営 ののにる(市営 ののにる(市営 ののにる(市営 ののにる(市営 ののにる(市営 ののにる(市営 ののにる)のでは、でいる。	食脂業更請料油造可申数	1件につき 12,600円	許更申のき。
4 品法51び衛施第条定で 衛第条項食生行3のにな 食生5第及品法令5規基な	みはう造可手 としゆ業申数 計請料	1件につき 19,200円	許甫と。
づくみ そ又は	みそ又	1件につき 9,600円	許可

しゆ業可請す査売外にる ・製ののにる(市営 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	はう造のでは、は、は、は、は、は、単、は、関いでは、単、単、数をは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		更申のき。 き。
4 3 品法51び衛施第条定食生5第及品法令5規基	酒類製 質業計 手数料	1件につき 19,200円	許甫と。
(づ類業可請す査売外にる く製ののにる(市営 ) (でする)	酒類製 造業更 計 事 計 数 料	1件につき 9,600円	許更申のき。
4 品法51び衛施第条定食生5第及品法令5規基	豆腐製 造業計 可申 素 素 素 数料	1件につき 16,800円	許申のき。
で 成業可請す を製ののにる(市営 にる。 のにる、 のにる。 のにる、 のとる。 のとる、 のとる、 のとる、 のとる、 のとる、 のとる、 のとる、 のとる、 のとる、 のとる、 のとる。 のとる、 のとる、 のとる、 のとる、 のとる。 のと。 のとる。 のとる。 のとる。 のとる。 のとる。 のとる。 のとる。 のとる。 のとる。 のとる。 のと。 のと。 のと。 のと。 のと。 のと。 のと。 のと	豆造 可 申 数 料	1件につき 8,400円	許更申のき。
4 5 品法51び衛施第条定食生5第及品法65 1 対衛施第条定	納豆製 造業申 手数料	1件につき 16,800円	許申のき。
ング豆業可請す査売外にる く製ののにる(市営 。 のである(市営 。	納造業更請料 知業更請料 数料	1件につき 8,400円	許更申のき。
4 6 食 品衛生 法第 5 5 条 項	麺類製 造業許 可申請 手数料	1件につき 16,800円	許請とき。

び衛施第条定づば 電気 (	to we that		
類業の所にる のにる(市営 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	麺造 可申数 類業更請料 動計新手	1件につき 8,400円	許更申のき。
4 7 品法51び衛施第条定食生5第及品法令5規基	そい業申数 ざ造可手 数	1件につき 25,200円	許申のき。
づう製ののにる(市営 る) くざ造許申対審卸場業限。 る(市営 る)	そい業更請料ざ造可申数	1件につき 12,600円	許更申のき。
4 8品法51び衛施第条定食生5第及品法65規基	複そい業申数 型ざ造可手 数	1件につき 35,200円	許請とき。
づ合う製ののにる(市営 るく型ざ造許申対審卸場業限。 を表するである。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	複そい業更請料型ざ造可申数	1件につき 23,300円	許更申のき
4 品法5 第及品法令5 規基 食生5 第及品法令5 規基	冷品業申 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	1件につき 25,200円	許請と。
づ康製ののにる 会造許申対審卸 る。	冷品業更請料 食造可申数	1件につき 12,600円	許更申のき。

市場外 営業に 限 る。)			
5 日本	複冷品業申數料 動物 地名美国地名 电电路 电影	1件につき 35,200円	許申のき。
	複冷品業更請料 計 報 数	1件につき 23,300円	許更申のき。
5 品法51び衛施第条項食生行3の食生5第及品法令5規	漬物製 造業計 手数料	1件につき 13,200円	許甫と。
定づ物業可請す査売外にる(市営限)	演物製 造業更請 明 計 数 料	1件につき 7,800円	許更申のき。
5 品法51び衛施第条定2 品法51び衛施第条項食生行3のに食生5第及品法令5規基	密装製許請料	1件につき 19,200円	許申のき。
づ封食造許申対審(市営 るく包品業可請す 卸場業限。 のにる査売外に )	密装製計 制食造業更 計 手 数 料 手 数 料 手 数 計 利 表 力 等 力 制 力 力 力 力 力 力 力 力 力 力 力 力 力 力 力 力	1件につき 9,600円	許更申のき。
5 3 品法 5 1 び衛施 衛第条項食生行 衛施	食品のけ のけ が 計 計 動料	1件につき 21,600円	許甫のき。

第条定づ品分ののにる(市営 るのにくのけ許申対審卸場業限。5 規基食小業可請す査売外に )	食品のけず事業更請料料	1件につき 14,000円	許更申のき。
5 4 品法51び衛施第条定食生5第及品法令5規基	添加物製 許請 料	1件につき 25, 200円	許申のき。
づ加造許申対審(市営 るく物業可請す 卸場業限。添製ののにる査売外に )	添製	1件につき 12,600円	許更申のき。
55から 57まで 削除			

別表第1中57の2の項から58の項までを削り、58の2の項を58の項とし、同表の64の項中「第1条の5」を「第2条の3」に改め、同表の65の項中「第1条の6」を「第2条の4」に改め、同表の65の3の項中「第3項」を「第4項」に改め、同表の65の6の項中「第13項」を「第15項」に改め、同表の65の7の項中「第4項」を「第6項」に改め、同表の123の6の項及び123の7の項を次のように改める。

123の市 6の末炭のにる律4 23ではより	低建新計定手 炭築築画申数	法律第54 の項、92 基準77の 含まれる場	1条第2項の規 2の3の項、9 3審査をする部 02の項に掲げ	見定に基 ) 2 の が 分 が る が る が る が る が る が る が る が る が る	じて、次に掲げる額(申 づく申出があった場合に の項又は92の5の項に まれる場合においては、 手数料を、建築基準法第 昇降機1基につき92の た額)	おいては、一の建築物に 掲げる額(申請に係る記 特定構造計算基準等適合 87条の4に規定する身	こついて、92の2 計画に特定構造計算 合審査をする部分ご 昇降機に係る部分が	認定請と。
(平成 24年		ア都市	一戸建ての信	主宅		1件につき	4,700円	
法律第		の低炭素化の	共同住宅等	<b>一</b> の	申請戸数が1のもの	1件につき	4,700円	
号)第 53条 第1項		促進に関する法律第	(共同住宅、長屋その他の一戸	の戸とさ	同時に申請する戸数が 2以上5以下のもの	1件につき	9,400円	
の規定に基づく低炭		5 4条 第1項 各号に	建ての住宅以外の住宅をいう。以	申請 の場 合	同時に申請する戸数が 6以上10以下のもの	1件につき	16,000円	
素建築物新画の記れ		掲進音といるにするに	下同じ。)		同時に申請する戸数が 11以上25以下のも の	1件につき	27,000円	

に対す る審査	める機 関 (以 下 「適			に申請する戸数が 以上50以下のも	1件につき	45,000円
	合性確 認 機 関」と い			に申請する戸数が 以上100以下の	1件につき	82,000円
	う。) が認め た場合			に申請する戸数が 以上200以下	1件につき	131,000円
			同時に	上申請する戸数が 以上300以下	1件につき	170,000円
				エ申請する戸数が 以上のもの	1件につき	185,000円
		一の建築	住戸の部	1棟の総戸数 が1のもの	1部分につき	4,700円
		物時の時の合	分	1棟の総戸数 が2以上5以 下のもの	1部分につき	9,400円
				1棟の総戸数 が6以上10 以下のもの	1部分につき	16,000円
				1棟の総戸数 が11以上2 5以下のもの	1部分につき	27,000円
				1棟の総戸数 が26以上5 0以下のもの	1部分につき	45,000円
				1棟の総戸数 が51以上1 00以下のも の	1部分につき	82,000円
				1棟の総戸数 が101以上 200以下の もの	1部分につき	131,000円
				1棟の総戸数 が201以上 300以下の もの	1部分につき	170,000円
				1棟の総戸数 が301以上 のもの	1部分につき	185,000円
			共廊等部(宅用にす共廊下共階そ他共部をう以用下の分住の途供る用、、用段のの用分い。下	当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル以内の もの	1部分につき	9,300円
				当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートルを超え 1,000平 方メートル以 内のもの	1部分につき	16,000円
				当該部分の床 面積の合計が 1,000平 方メートルを 超え2,00 0平方メート ル以内のもの	1部分につき	26,000円
			同 じ。 )	当該部分の床 面積の合計が 2,000平 方メートルルを 超之5,00 0平方メート ル以内のもの	1部分につき	80,000円

				当該部分の床 面積の合計が 5,000平 方メートルを 超え1万平方 メートル以内 のもの	1部分につき	126,000
			非宅部(戸が	当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル以内の もの	1部分につき	9, 300P
			部(の住用用にする)	当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートルを超え 1,000平 方メートル以 内のもの	1部分につき	16,000F
			部にる)び用下の分限。及共廊等部	当該部分の床 面積の合計が 1,000平 方メートルを 超え2,00 0平方メート ル以内のもの	1部分につき	26,000F
			分外部をう以同じ、以の分い。下	当該部分の床 面積の合計が 2,000平 方メートルを 超え5,00 0平方メート ル以内のもの	1部分につき	80, 000F
			)	当該部分の床 面積の合計が 5,000平 方メートルを 超え1万平力 メートル以内 のもの	1部分につき	126,000F
	その他の建築	き物		の延べ面積が 3 方メートル以内	1件につき	9, 300F
			建築物の延べ面積が3 00平方メートルを超 え1,000平方メー トル以内のもの		1件につき	16,000F
			1, 0 ルを超	の延べ面積が 00平方メート 1え2,000平 トル以内のもの	1件につき	26, 000F
			2, 0 ルを超	の延べ面積が 00平方メート 1え5,000平 トル以内のもの	1件につき	80,000F
			5, 0 ルを超	7の延べ面積が 00平方メート え1万平方メー 内のもの	1件につき	126,000F
イーその	一戸建ての信	宅			1件につき	35,000
他の場 合	共同住宅等	一の住 との申 場合		申請戸数が1 のもの	1件につき	35,000
				同時に申請す る戸数が2以 上5以下のも の	1件につき	69, 000F
				同時に申請す る戸数が6以 上10以下の もの	1件につき	97,000

Ī	1	Ī	ı	1		Ī	1	
						同時に申請す る戸数が11 以上25以下 のもの	1件につき	137,000円
						同時に申請す る戸数が26 以上50以下 のもの	1件につき	197,000円
						同時に申請す る戸数が51 以上100以 下のもの	1件につき	283,000円
						同時に申請す る戸数が10 1以上200 以下のもの	1件につき	385,000円
						同時に申請す る戸数が20 1以上300 以下のもの	1件につき	508,000円
						同時に申請す る戸数が30 1以上のもの	1件につき	600,000円
				一の建築	住戸の部	1棟の総戸数 が1のもの	1部分につき	35,000円
				物 申請 合	分	1棟の総戸数 が2以上5以 下のもの	1部分につき	69,000円
						1棟の総戸数 が6以上10 以下のもの	1部分につき	97,000円
						1棟の総戸数 が11以上2 5以下のもの	1部分につき	137,000円
						1棟の総戸数 が26以上5 0以下のもの	1部分につき	197,000円
						1棟の総戸数 が51以上1 00以下のも の	1部分につき	283,000円
						1棟の総戸数 が101以上 200以下の もの	1部分につき	385,000円
						1棟の総戸数 が201以上 300以下の もの	1部分につき	508,000円
						1棟の総戸数 が301以上 のもの	1部分につき	600,000円
					共用 廊下 等分	当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル以内の もの	1部分につき	109,000円
						当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートルを超え 1,000平 方メートル以 内のもの	1部分につき	138,000円
						当該部分の床 面積の合計が 1,000平 方メートルを	1部分につき	180,000円

						超え2,00 0平方メート ル以内のもの			
						当該部分の床 面積の合計が 2,000平 方メートルを 超え5,00 0平方メート ル以内のもの	1部分につき	280,000円	
						当該部分の床 面積の合計が 5,000平 方メートルを 超え1万平方 メートル以内 のもの	1部分につき	359,000円	
					非住 宅の 部分	当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル以内の もの	1部分につき	242,000円	
						当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートルを超え 1,000平 方メートル以 内のもの	1部分につき	300,000円	
						当該部分の床 面積の合計が 1,000平 カメートルを 超え2,00 0平方メート ル以内のもの	1部分につき	384,000円	
						当該部分の床 面積の合計が 2,000平 方メートルを 超え5,00 0平方メート ル以内のもの	1部分につき	546,000円	
						当該部分の床 面積の合計が 5,000平 方メートルを 超之ト万平方 めもの	1部分につき	670,000円	
			その他の建築物			面積が300平 内のもの	1件につき	242,000円	
				方メー	トルを	面積が300平 超え1,000 以内のもの	1件につき	300,000円	
				0平方	メート	面積が1,00 ルを超え2,0 トル以内のもの	1件につき	384,000円	
				建築物 0 平方	jの延べi メート	面積が2,00 ルを超え5,0 トル以内のもの	1件につき	546,000円	
				0平方	メート	面積が 5 , 0 0 ルを超え 1 万平 内のもの	1件につき	670,000円	
123の市炭の市炭の市炭のにる第条 (関注ま 155条	低建新計更申数 素物等変定手	法律第55 ては、一 る額(申記 構造計算基 条の4に規	5条第2項にお う建築物につい 情に係る計画に 基準等適合審査 見定する昇降機	いて 第 2 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	用する 2の20 造計算 部分ご。	司法第54条第2 の項、92の3の 基準等適合審査を とに77の2の項 含まれる場合にお	情に併せて都市の低炭 項の規定に基づく申出が 項の規定に基づく申出が 項、92の4の項又はは する部分が含まれる場合 に掲げる額の手数料を、 いては、当該昇降機 1 割 手数料を加えた額)	があった場合におい 92の5の項に掲げ 合においては、特定 建築基準法第87	変認申のき。

第1項	ア都市	一戸建ての信	主宅			1件につき	3,300円											
の規定に基づ	の低炭素化の	共同住宅等	-の	申請戸	数が1のもの	1件につき	3,300円											
く低炭 素建築 物新築	促進に関する法律第		の圧とのま		申請する戸数が 5以下のもの	1件につき	6,600円											
等計画 の変更 の認定	54条 第1項 各号に		申請 の場 合		申請する戸数が 10以下のもの	1件につき	11,000円											
の申請 に対す る審査	掲げる 基準 適合 る と 適				申請する戸数が 上25以下のも	1件につき	19,000円											
	合性確認機関が場合				申請する戸数が 上50以下のも	1件につき	32,000円											
				同時に申請する戸数が 51以上100以下の		1件につき	58,000円											
				1 0 1	申請する戸数が 以上200以下	1件につき	93,000円											
					申請する戸数が 以上300以下	1件につき	122,000円											
				同時に	申請する戸数が以上のもの	1件につき	134,000円											
			一の建築	住戸の部	1 棟の総戸数 が 1 のもの	1部分につき	3,300円											
			物時の湯	分	1棟の総戸数 が2以上5以 下のもの	1部分につき	6,600円											
					1棟の総戸数 が6以上10 以下のもの	1部分につき	11,000円											
					1棟の総戸数 が11以上2 5以下のもの	1部分につき	19,000円											
					1棟の総戸数 が26以上5 0以下のもの	1部分につき	32,000円											
					1棟の総戸数 が51以上1 00以下のも	1部分につき	58,000円											
																1 棟の総戸数 が101以上 200以下の もの	1部分につき	93,000円
											1棟の総戸数 が201以上 300以下の もの	1部分につき	122,000円					
					1棟の総戸数 が301以上 のもの	1部分につき	134,000円											
				共用 廊下 等の 部分	当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル以内の もの	1部分につき	6,500円											
					当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートルを00平 1,000平 方メートルトの りつした	1部分につき	11,000円											
					当該部分の床	1 部分につき	18,000円											

			面積の合計が 1,000平 方メートルを 超え2,00 0平方メート ル以内のもの		
			当該部分の床 面積の合計が 2,000平 方メートルを 超え5,00 0平方メート ル以内のもの	1 部分につき	56,000円
			当該部分の床 面積の合計が 5,000平 方メートルを 超え1万平力 メートル以内 のもの	1 部分につき	88,000円
		非住 宅の 部分	当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル以内の もの	1部分につき	6,500円
			当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートルを超え 1,000平 方メートル以 内のもの	1部分につき	11,000円
			当該部分の床 面積の合計が 1,000平 方メートルを 超え2,00 0平方メート ル以内のもの	1 部分につき	18,000円
			当該部分の床 面積の合計が 2,000平 方メートルを 超え5,00 0平方メート ル以内のもの	1 部分につき	56,000円
			当該部分の床 面積の合計が 5,000平 方メートルを 超え1万平力 メートル以内 のもの	1 部分につき	88,000円
	その他の建築物		の延べ面積が 3  方メートル以内	1件につき	6,500円
		00平 え1,	の延べ面積が 3 方メートルを超 0 0 0 平方メー 内のもの	1件につき	11,000円
		1, 0 ルを超	7の延べ面積が 00平方メート 1え2,000平 トル以内のもの	1件につき	18,000円
		2, 0 ルを超	の延べ面積が 00平方メート え5,000平 トル以内のもの	1件につき	56,000円
		5, 0 ルを超	7の延べ面積が 00平方メート え1万平方メー 内のもの	1件につき	88,000円
イ その	一戸建ての住宅			1件につき	18,000円

共同住宅等	一の住 との申		申請戸数が1	1件につき	18,00	
	場合	前月Vノ	同時に申請する戸数が2以上5以下のもの	1件につき	37,00	
			同時に申請する戸数が6以上10以下のもの	1件につき	52,00	
			同時に申請す る戸数が11 以上25以下 のもの	1件につき	74,00	
			同時に申請する戸数が26 以上50以下のもの	1件につき	108,00	
			同時に申請す る戸数が51 以上100以 下のもの	1件につき	159,00	
			同時に申請す る戸数が10 1以上200 以下のもの	1件につき	221,00	
			同時に申請す る戸数が20 1以上300 以下のもの	1件につき	291,00	
			同時に申請す る戸数が30 1以上のもの	1件につき	3 4 2, 0 0	
	一建物申の合	を の部 分	1棟の総戸数 が1のもの	1部分につき	18,00	
			1棟の総戸数 が2以上5以 下のもの	1部分につき	37,00	
			1棟の総戸数 が6以上10 以下のもの	1部分につき	52,00	
			1棟の総戸数 が11以上2 5以下のもの	1部分につき	74,00	
			1棟の総戸数 が26以上5 0以下のもの	1部分につき	108,00	
			1棟の総戸数 が51以上1 00以下のも の	1部分につき	159,00	
				1棟の総戸数 が101以上 200以下の もの	1部分につき	221,00
			1棟の総戸数 が201以上 300以下の もの	1部分につき	291,00	
				1棟の総戸数 が301以上 のもの	1部分につき	3 4 2, 0 0
		共 原 等 部 分	当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル以内の	1部分につき	57,00	

	İ	1		1	1																						
			当該部分の床 面積のの平方 300平方メメ ートルを超え 1,000平 方メートル以 内のもの	1部分につき	72,000円																						
			当該部分の床 面1,000平 カメートルを 超え2,00 0平方メート ル以内のもの	1部分につき	96,000円																						
			当該部の合 0 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	1部分につき	156,000円																						
			当該部分の床 面積の合計が 5,000平 カートルを 超えートル以内 のもの	1部分につき	205,000円																						
		非住宅の部分	当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル以内の もの	1部分につき	123,000円																						
			当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートルを超え 1,000平 方メートル以 内のもの	1部分につき	154,000円																						
			当該部分の床 面積の合計が 1,000平 方メートルを 超え2,00 0平方メート ル以内のもの	1部分につき	198,000円																						
																									当該部分の床 の合計が 2,000平 方メートルを 超え5,00 0平方メート ル以内のもの	1部分につき	290,000円
			当該部分の床 前積の合計が 5,000平 方メートルを 超え1万平方 メートル 以内 のもの	1部分につき	361,000円																						
その他の建 築物		. —	面積が300平 勺のもの	1件につき	123,000円																						
	方メー	トルを起	面積が300平 超え1,000 以内のもの	1件につき	154,000円																						
	0平方	メート	面積が1,00 レを超え2,0 トル以内のもの	1件につき	198,000円																						
	0平方	メート	面積が2,00 レを超え5,0 トル以内のもの	1件につき	290,000円																						

		建築物の延べ面積が 5 , 0 0 0 平方メートルを超え 1 万平 方メートル以内のもの	1件につき	361,000円	

## 別表第1の123の8の2の項から123の11の項までを次のように改める。

建築物 次のア	及びイに掲げる区分に応	じ、1件につき、次に掲げる額					
ボード まで まで まで まで まで	分 策 エ ギ 費 の こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	の合計が300平方メートル以上1,000平 もの	16,700円				
11第にす住分う下じのが等場険貯し処供も水の場く殖倉卸場葬しと場物場ご却の処設う28のび3の項いじのも、外に11規名宅を。 。用工(、物蔵く理すの産増若は場庫売、場く 、処又み場他理を。3の項1の4にて。みの アの宅へ 外に でいまい かん かん アのぞん でんき かん	条 頁 空 当該部分の床面積 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	の合計が1,000平方メートル以上2,00 満のもの	27,100円				
	場、危 険物の 貯蔵若 しくは 処理に 供する もの、 水産物 の増殖 場若し						
	当該部分の床面積 当該部分の床面積 メートル未満のも を を 要型 は 発	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方 128,000円メートル未満のもの					
	当該部分の床面積 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	の合計が1万平方メートルのもの	161,000円				
	非 よる場合 (建築	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円				
分	費性能基準等を 定める省令(平 成28年経済産 業省令・国土交	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートルよ満のもの	145,700円				
	通省令第1号) 第1条第1項第 1号ロに定める 基準による場合	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円				
	をいう。123 の8の3の項、 123の8の4	当該部分の床面積の合計が5,000平方 メートル以上1万平方メートル未満のもの	309,000円				

1	İ	ĺ	1	1		l i											
			の項及び123 の11の項にお いて同じ。)	当該部分の床面積の合計が1万平方メート ルのもの	371,000円												
			標準入力法等に よる場合(建築 物エネルギー消	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円												
			費性能基準等を 定める省令第1 条第1項第1号 イに定める基準	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円												
			による場合をい う。123の8 の3の項、12 3の8の4の項 及び123の1 1の項において 同じ。)	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円												
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	646,000円												
				当該部分の床面積の合計が1万平方メート ルのもの	763,000円												
1230	建築物	次のア及び	イに掲げる区分に応り	じ、1件につき、次に掲げる額		提出											
8の3 建築物 のエネ	エネル ギー消 費性能	ア 非住 宅部分	当該部分の床面積の	の合計が300平方メートル以上1,000平 もの	11,800円	又は 通知 のと											
ルギー 消費性 能の向	適合性 判定変 更審査	の用途 が工場 等のみ	当該部分の床面積の の平方メートル未済	の合計が1,000平方メートル以上2,00 満のもの	19,100円	き。											
上に関する法律第1	手数料	のもの	当該部分の床面積の 0平方メートル未済	の合計が2,000平方メートル以上5,00 満のもの	56,400円												
2条第 2項及 び第1			当該部分の床面積のメートル未満のもの	の合計が5,000平方メートル以上1万平方の	90,000円												
3条第 3項の			当該部分の床面積の	の合計が1万平方メートルのもの	113,000円												
規定にく 変の建築	こ く く メ 外の非	外の非 住宅部	モデル建物法に よる場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円												
物エネ ルギー 消費性 能確保		分		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円												
計画の 建築物 エネル ギー消				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円												
費性能 適合性 判定に							当該部分の床面積の合計が5,000平方 メートル以上1万平方メートル未満のもの	216,000円									
係る審 査				当該部分の床面積の合計が1万平方メート ルのもの	260,000円												
														標準入力法等に よる場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円												
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートルよ満のもの	366,700円												
				当該部分の床面積の合計が5,000平方 メートル以上1万平方メートル未満のもの	453,000円												
				当該部分の床面積の合計が1万平方メート ルのもの	535,000円												
1230	建築物	次のア及び	イに掲げる区分に応	じ、1件につき、次に掲げる額		証明											
8の4 建築物 のエネ	エネルギー消費性能	ア非住宅部分の円分	当該部分の床面積の方メートル未満の	の合計が300平方メートル以上1,000平 もの	11,800円	申請 のと き。											
ルギー消費性能の向	確保計画の軽悪の軽い	の用途が工場等のみの		の合計が1,000平方メートル以上2,00 満のもの	19,100円												
上に関する第1	証明申 請手数料	のもの	当該部分の床面積の 0平方メートル未満	の合計が 2 , 0 0 0 平方メートル以上 5 , 0 0 満のもの	56,400円												
2条第 2項及			当該部分の床面積の	の合計が5,000平方メートル以上1万平方	90,000円												

5			に満のも		1010		
	イ ア以 外の非 住宅部	当該部分の モデル建物 よる場合		の合計が1万平方メート 当該部分の床面積の台 トル以上1,000平	分計が300平方メー	77,600円	
	分			当該部分の床面積の台 メートル以上 2,00		102,100円	
				当該部分の床面積の台	計が2,000平方 )0平方メートル未満	165,100円	
				当該部分の床面積の台メートル以上1万平力	計が5,000平方	216,000円	
3				当該部分の床面積の台ルのもの		260,000円	
軽名一生 呆のがなこしるののこる		標準入力法よる場合	:等に	当該部分の床面積の名 トル以上1,000円		199,200円	
				当該部分の床面積の台メートル以上2,00 のもの	計が1,000平方 )0平方メートル未満	257,100円	
				当該部分の床面積の台メートル以上5,00	計が2,000平方 )0平方メートル未満	366, 700円	
				当該部分の床面積の台メートル以上1万平力	計が5,000平方 ラメートル未満のもの	453,000円	
				当該部分の床面積の合	計が1万平方メート	535,000円	
の築エギ費のに				3 5 条第 2 項の規定に基 9 2 の 3 の項、 9 2 の 4			
向上計   画認定	係る計画に 等適合審査 する昇降機	特定構造計算 をする部分こ に係る部分か	基準等 ごとに 7 <sup>3</sup> 含まれ	適合審査をする部分が含 7の2の項に掲げる額の る場合においては、当該 えた額)の手数料を加え	まれる場合においては、 手数料を、建築基準法 昇降機1基につき920	, 特定構造計算基準 第87条の4に規定	
ウ向上計画認定申請手	係る計画に 等適合審査 する昇降機	特定構造計算 をする部分こ に係る部分か	草基準等 ごとに 7 ご含まれる 対料を加	適合審査をする部分が含 7の2の項に掲げる額の る場合においては、当該 えた額)の手数料を加え	まれる場合においては、 手数料を、建築基準法 昇降機1基につき920	, 特定構造計算基準 第87条の4に規定	
向上計 画認定 申請手	係等するの 高適るの にて物ネル を を は に で が れ に で 物 れ れ に で 物 れ れ い れ に れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ	特定構造計算をする部分で をする部分で に係る部分が がる額の手数	事基準等 ごとまれる で含まれる と対を加ま となる となる となる となる となる となる となる となる となる となる	適合審査をする部分が含 7の2の項に掲げる額の る場合においては、当該 えた額)の手数料を加え	まれる場合においては、 手数料を、建築基準法 昇降機1基につき920	特定構造計算基準 第87条の4に規定 の7の項又は92の 5,100円	
向上計 画調請手 数料	保等す8 ア にて物ネー性向関法3 がよりにる第条 にで物ネー性向関法3	特定構造計算 をする部分さいに係る部の手数 に係る額の手数 (1) 一戸類 (2) (1) 以外の建	事基準等 ごとまれる で含まれる と対を加ま となる となる となる となる となる となる となる となる となる となる	適合審査をする部分が含 7の2の項に掲げる額の る場合においては、当該 えた額)の手数料を加え 宅	まれる場合においては、 手数料を、建築基準法 昇降機1基につき920 た額) 当該住戸の床面積の 合計が300平方メ	特定構造計算基準 第87条の4に規定 の7の項又は92の 5,100円 9,700円	
向画申数 数料	保等す8 ア	特定構造計算 をする部分さい に係る部の手数 (1) 一戸類 (2) (1) 以外の建	事基準等 ごとまれる で含まれる と対を加ま となる となる となる となる となる となる となる となる となる となる	適合審査をする部分が含 7の2の項に掲げる額の る場合においては、当該 えた額)の手数料を加え 宅	まれる場合においては、 手数料を、建築基準法 昇降機1基につき920 た額) 当該住戸の床面積の 合計が300平方メートル未満のもかが300平方メートル以上2,00 の平方メートル未満	特定構造計算基準 第87条の4に規定 の7の項又は92の 5,100円 9,700円	
向画申数 数	保等す8 ア	特定構造計算 をする部分さい に係る部の手数 (1) 一戸類 (2) (1) 以外の建	事基準等 ごとまれる で含まれる と対を加ま となる となる となる となる となる となる となる となる となる となる	適合審査をする部分が含 7の2の項に掲げる額の る場合においては、当該 えた額)の手数料を加え 宅	まれる場合においては、 手数料を、建築基準法 昇降機1基につき920 た額) 当該住戸の床面積の 合計が300平方メートル未満のもの 当該住戸の床面積の 合計が300平方メートル未満のもの 当該住戸の床面積の 合計が2,000 方メートル以上5, 000平方メートル	特定構造計算基準 第87条の4に規定 カ7の項又は92の	
	保等す8 ア ・	特定構造計算 をする部分さい に係る部の手数 (1) 一戸類 (2) (1) 以外の建	算     上       で     1       で     1       で     1       で     1       で     2       で     2       で     2       で     2       で     3       で<	適合審査をする部分が含 7の2の項に掲げる額的 7の2合においては、当該 えた額)の手数料を加え 定 との申請の場合  住宅部分分消費性能の 上に関する法律第11	まれる場合においては、 手数料を、建築基準法 身体機 1 基につき920 おまた額) 当該は1 基につき920 の合計が300 市面である。 当該は1 300 市面である。 当該計が2 トル未満のも面が5、000下ののである。 当該計が2 トルカストル大方ののものである。 当該は1 300 では、1 200	特定構造計算基準 第87条の4に規定 の7の項又は92の 5,100円 9,700円 21,000円 46,000円	
向画申数	保等する ア	特定構造計算 をする部分さい に係る部の手数 (1) 一戸類 (2) (1) 以外の建	<ul><li>基準にまを の 戸</li><li>一建準にまを の 戸</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li><li>一定</li>&lt;</ul>	適合審査をする部分が含の音をです。 そのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	まれる場合におは、連注には、 手数料を、基につき920 場合には、単準につき920 場合には、単準につき920 場合には、単準につき920 の合いでは、単準につき920 の合いでは、単準につき920 当該計が、未一にのでは、100 の合いでは、100 の合いでは、100 ののには、100	特定構造計算基準 第87条の4に規定 の7の項又は92の 5,100円 9,700円 21,000円	

				未満のもの	
				当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上のも の	81,000円
			非住宅部分	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	9,700円
				当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上1,00 0平方メートル未満 のもの	16,700円
				当該部分の床面積の 合計が1,000平 方メートル以上2, 000平方メートル 未満のもの	27,100円
				当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	80,400円
				当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1万 平方メートル未満の もの	128,000円
				当該部分の床面積の 合計が1万平方メートル以上2万5,0 00平方メートル未 満のもの	161,000円
				当該部分の床面積の 合計が2万5,00 0平方メートル以上 のもの	201,000円
イ ア以 外の場 合	(1) 一戸殖	生ての住	笔	当該住宅の床面積の 合計が200平方メ ートル未満のもの	34,400円
				当該住宅の床面積の 合計が200平方メ ートル以上のもの	38,400円
	(2) (1) 以外の建 築物	住戸ご	どの申請の場合	当該住戸の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	69,100円
				当該住戸の床面積の 合計が300平方メ ートル以上2,00 0平方メートル未満 のもの	116,000円
				当該住戸の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	196,000円
				当該住戸の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1万 平方メートル以内の もの	281,000円
		一の建築物のま	住宅部分	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	69,100円
		申請の場合		当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上2,00 0平方メートル未満 のもの	116,000円

		当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	196,000円
		当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上のも の	281,000円
非住宅部分	モデル建物 法による場 合(建築物	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	87,100円
	エ 消費を 第1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上1,00 0平方メートル未満 のもの	110,700円
	びロ(2) 基場いるの10の11のの11のでは、10の11のの11のの11のの11のの11のの11のの11のの11のの11のの	当該部分の床面積の 合計が1,000平 方メートル以上2, 000平方メートル 未満のもの	145,700
	において同 じ。)	当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	235,700F
		当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1万 平方メートル未満の もの	309,000
		当該部分の床面積の 合計が1万平方メートル以上2万5,0 00平方メートル未 満のもの	371,000F
		当該部分の床面積の 合計が2万5,00 0平方メートル以上 のもの	435, 000F
	標準入力法 等による場 合(建築物	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	227, 100
	エ消費等省条第1 のイボー基め 1 1	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上1,00 0平方メートル未満 のもの	284, 400F
	びロ(1) に定にを 合。12 の10 の10	当該部分の床面積の 合計が1,000平 方メートル以上2, 000平方メートル 未満のもの	367, 100
	において同じ。)	当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	523, 700P
		当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1万 平方メートル未満の もの	646,000円
		当該部分の床面積の 合計が1万平方メートル以上2万5,0 00平方メートル未 満のもの	763, 000F
		当該部分の床面積の 合計が2万5,00	871,000円

の建のル	建築物エネルギー消費性能	消費性能の 申出があっ 又は920	)向上に関する )た場合におり )5の項に掲り	法律第 いては、 げる額 (	36条第2項におい 一の建築物について、 申請に係る計画に特		2項の規定に基づく 0項、92の4の項 とする部分が含まれ		
消能上す律	向上計	基準法第87	5の項に掲げる額(申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれいては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降き92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた						
6		(1) 一戸殖	<b>≛</b> ての住	笔		3,700円			
規 基 建 エ		て建築 物のギ ネルギ ー消費	(2) (1) 以外の建 築物	住戸こ	どの申請の場合	当該住戸の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	6,900円		
ギ費向画更		性能の 向に 関す ま ま ま ま ま 条				当該住戸の床面積の 合計が300平方メ ートル以上2,00 0平方メートル未満 のもの	15,000円		
定請す査		第各掲基適では				当該住戸の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	32,000円		
		こ示類でがる。				当該住戸の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1万 平方メートル以内の もの	57,000円		
		が提出 された 場合		建築 物の	一の建築物の	住宅部分	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	6,900円	
				申請の場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,00 の平方メートル未満のもの	15,000円		
						当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	32,000円		
								当該部分の床面積の合計が5,000平 方メートル以上のもの	57,000円
								非住宅部分	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの
							当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上1,00 0平方メートル未満 のもの	11,800円	
								当該部分の床面積の 合計が1,000平 方メートル以上2, 000平方メートル 未満のもの	19,100円
						当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	56,400円		
						当該部分の床面積の合計が5,000平 方メートル以上1万 平方メートル未満の もの	90,000円		

						合計が1万平方メートル以上2万5,0 00平方メートル未 満のもの							
						当該部分の床面積の 合計が2万5,00 0平方メートル以上 のもの	141,000円						
	ア以 外の場 合	(1) 一戸建ての住宅				当該住宅の床面積の 合計が200平方メ ートル未満のもの	24,200円						
	_					当該住宅の床面積の 合計が200平方メ ートル以上のもの	27,000円						
		(2) (1) 以外の建 築物	住戸ごとの申請の場合			当該住戸の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	48,500円						
						当該住戸の床面積の 合計が300平方メ ートル以上2,00 0平方メートル未満 のもの	81,000円						
						当該住戸の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	138,000円						
						当該住戸の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1万 平方メートル以内の もの	197,000円						
		3 4 E	一建物は	住宅部分		当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	48,500円						
					申の合	場		当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上2,00 0平方メートル未満 のもの	81,000円				
								当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	138,000円				
						当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上のも の	197,000円						
				非住宅部 分	モデル建物 法による場 合	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	61,100円						
												当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上1,00 0平方メートル未満 のもの	77,600円
						当該部分の床面積の 合計が1,000平 方メートル以上2, 000平方メートル 未満のもの	102,100円						
							当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	165,100円					
						当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1万	216,000円						

					標準入力法等による場合	平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 当該部分の床面積の合計が370の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	305,000円		
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	257,100円		
						合計が1,000平 方メートル以上2, 000平方メートル 未満のもの			
						当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	366,700円		
						当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1万 平方メートル未満の もの	453,000円		
						当該部分の床面積の 合計が1万平方メートル以上2万5,0 00平方メートル未 満のもの	535,000円		
						当該部分の床面積の 合計が2万5,00 0平方メートル以上 のもの	610,000円		
123の 11 建	建築物 エネル	次のア及び	びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額						
築物の エネル	ギー消 費性能	ア 申請 に併せ	(1) 一戸建て				5,100円	のと き。	
ギー消 費性能 の向上 に関す	ギー消 基準適 費性能 合認定 の向上 申請手	て建築 物のギ ネルギ 一消費	(2) (1)以外 建築物	の 住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円		
(る第条項定でで、 (表412) 規基建工ギ費基適にく物ル消能にして、 (でで、 (でで、 (でで、)では、 (でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、)でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、)でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、)でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、)でで、)でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、)でで、)でで、)でで、)でで、)でで、)でで、 (でで、)でで、)でで、)でで、)でで、)でで、)でで、)でで、)でで、)でで、	性 伸 関 は は ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,00 の平方メートル未満のもの	21,000円			
		規る物ル消能にしるを書し長めの定建エギ費基適てこ示類でがるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがある。	で 注集 - ネ   			当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	46,000円	-	
いののにる審査			に適合 してい るこテす 書類と			当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1万 平方メートル以内の もの	81,000円		
			長が定 めるも のが提	非住宅部	分	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	9,700円		
		出され た場合				当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上1,00	16,700円		

				0 平方メートル未満 のもの	
				当該部分の床面積の 合計が1,000平 方メートル以上2, 000平方メートル 未満のもの	27,100円
				当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	80,400円
				当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1万 平方メートル未満の もの	128,000円
				当該部分の床面積の 合計が1万平方メー トルのもの	161,000円
イ ア以 外の場 合	(1) 一戸建ての 住宅	(建築物コ 費性能基準	による場合 ニネルギー消 単等を定める	当該住宅の床面積の 合計が200平方メ ートル未満のもの	34,400円
		号イ (1) ロ (1) に		当該住宅の床面積の 合計が200平方メ ートル以上1万平方 メートル以内のもの	38,400円
		合 (建築物 消費性能基	E法による場 カエネルギー 基準等を定め	当該住宅の床面積の 合計が200平方メ ートル未満のもの	17,700円
	2 乙 唑	る省令第1条第1項第 2号イ(2)(i)及 びロ(2)に定める基 準による場合をい う。)		当該住宅の床面積の 合計が200平方メ ートル以上1万平方 メートル以内のもの	19,100円
		(建築物コ 費性能基準	による場合 ネルギー消 等を定める	当該住宅の床面積の 合計が200平方メ ートル未満のもの	17,700円
		省令第1第 号イ (3 (3)に定	○第1項第2 )及びロ ごめる基準に ごいう。以下	当該住宅の床面積の 合計が200平方メ ートル以上1万平方 メートル以内のもの	19,100円
	(2) (1)以外の 建築物	住宅部分	性能基準に よる場合 (建築物工	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	69,100円
			・ 一基め 1 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上2,00 0平方メートル未満 のもの	116,000円
				当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	196,000円
				当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1万 平方メートル以内の もの	281,000円
			フロア入力法による場合(建築物	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	33,100円
		エ消準る条 2 エ消準 る条 2	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上2,00 0平方メートル未満 のもの	58,000円	
			(2) (ii) 及 び ロ	当該部分の床面積の 合計が2,000平	104,000円

	ı	ı	i
	める基準に よる場合を いう。)	方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	
		当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1万 平方メートル以内の もの	157,000円
	仕様基準に よる場合	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	33, 100円
		当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上2,00 0平方メートル未満 のもの	58,000円
		当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	104,000円
		当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1万 平方メートル以内の もの	157,000円
非住宅部 分	モデル建物 法による場 合	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	87,100円
		当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上1,00 0平方メートル未満 のもの	110,700円
		当該部分の床面積の 合計が1,000平 方メートル以上2, 000平方メートル 未満のもの	145,700円
		当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	235,700円
		当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1万 平方メートル未満の もの	309,000円
		当該部分の床面積の 合計が1万平方メー トルのもの	371,000円
	標準入力法 等による場 合	当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	227,100円
		当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上1,00 0平方メートル未満 のもの	284,400円
		当該部分の床面積の 合計が1,000平 方メートル以上2, 000平方メートル 未満のもの	367,100円
		当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	523,700円

			当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1万 平方メートル未満の もの	646,000円	
			当該部分の床面積の 合計が1万平方メー トルのもの	763,000円	

別表第1備考9中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同表備考10中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同表備考16を同表備考18とし、同表備考6から同表備考15までを同表備考8から同表備考17までとし、同表備考5の次に次のように加える。

- 7 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することを確かめる場合(123の9の項ア及び123の10の項アの場合を除く。)の手数料の額は、123の9の項イ又は123の10の項イに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。別表第1備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。
  - 3 建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定変更審査手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料又は建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することを確かめる場合(123の8の2の項ア、123の8の3の項ア及び123の8の4の項アの非住宅部分の用途が工場等のみのものの場合並びに123の11の項アの場合を除く。)の手数料の額は、それぞれ123の8の2の項イ、123の8の3の項イ、123の8の4の項イ又は123

- の11の項イに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。 附 則
- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第1の123の6の項、123の7の項、123の8の2の項から123の11の項まで及び備考の改正規定 令和3年4月1日
  - (2) 別表第1の64の項、65の項、65の3の項、65の6の項及び65の 7の項の改正規定 令和3年8月1日
- 2 この条例の施行の際、現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)第2条の規定による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の許可を受けて営業を行っている者が同条第3項の有効期間の満了日までに行う当該許可に係る営業を継続するための改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法(以下「新法」という。)第55条第1項の許可(当該営業に係る初回の許可に限る。)に係る申請に係る手数料の額は、この条例による改正後の杉並区事務手数料条例(以下「新条例」という。)別表第1の23の項から54の項までに規定する許可更新申請に係る手数料の額とする。ただし、その額がこの条例による改正前の杉並区事務手数料条例(以下「旧条例」という。)別表第1の23の項から56の項までに規定する許可更新申請に係る手数料の額を超える場合は、当該額とする。
- 3 この条例の施行の日の前日において、現に食品製造業等取締条例を廃止する条例(令和2年東京都条例第71号)による廃止前の食品製造業等取締条例(昭和28年東京都条例第111号)第5条の3第1項又は第2項の許可を受けて営業を行っている者が令和6年5月31日までの間に行う当該許可に係る営業を継続するための新法第55条第1項の許可(当該営業に係る初回の許可に限る。)に係る申請に係る手数料の額は、新条例別表第1の23の項から54の項までに規定する許可更新申請に係る手数料の額とする。ただし、その額が旧条例別表第1の58の項に規定する許可更新申請に係る手数料の額を超える場合は、当該額とする。

## (提案理由)

食品衛生法等の一部が改正されたこと等に伴い、見直し後の営業許可業種に係る営業許可申請手数料等を定める等の必要がある。